

令和4年11月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和4年11月18日（金） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂
- ・説明者 教育次長兼教育総務課長 森井克則
学校教育室長 東浩朗
学校教育課長 角田浩太郎
教育総務課参事 大前満
スポーツ振興課課長補佐 稲屋良美
- ・事務局 教育総務課課長補佐 萬田正英
教育総務課主査 芝池祐太
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第27号
指定管理者の指定について
 - 日程第4 議案第28号
令和4年度羽曳野市一般会計補正予算（第11・12号）（教育委員会関係）（案）について

日程第 5 議案第 29 号
後援名義の使用許可について

日程第 6 その他
・ 日程調整など

日程第 7 報告第 11 号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条に基づく
内申について

開会：午前10時00分

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 10月19日に、臨時校長会が行われました。
- (2) 10月22日に、応神天皇陵外濠外提コスモス摘み取りイベントが行われました。
- (3) 10月23日に、タウンミーティングが行われました。
- (4) 10月29日から、市民文化祭が開催されました。
- (5) 11月1日に、近畿市町村教育委員会研修が行われました。
- (6) 11月3日に、市民表彰式典が行われました。
- (7) 11月7日に、臨時教頭会が行われました。
- (8) 11月15日に、図書館を使った調べる学習コンクール表彰式が行われました。
- (9) 11月17日に、中学生タウンミーティングが行われました。

日程第3 議案第27号

指定管理者の指定について

- スポーツ振興課課長補佐より、資料に基づき、指定管理者の指定について説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課課長補佐》

議案第27号「指定管理者の指定」について説明いたします。

関係資料といたしましては、羽曳野市議会へ提出する議案と地方自治法第244条の条文をお配りしています。

令和5年3月31日をもって指定期間が終了する市民体育館と屋外テニスコート、そしてグレープヒルスポーツ公園と駒ヶ谷テニスコートにつきまして、令和5年

4月1日からの指定管理者が指定管理者選定等委員会において選定されました。その選定結果に基づく指定管理の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となりますので、12月市議会に議案として提出する前に教育委員の皆様にご承認をいただきたく、議案として提出しています。市民体育館と屋外テニスコートにつきましては、株式会社みのりの里を候補者とし、期間については令和7年3月31日までの2年間となっています。

次にグレープヒルスポーツ公園と駒ヶ谷テニスコートにつきましては、羽曳野クリーン工房SSK共同事業体を候補者とし、期間については令和8年3月31日までの3年間となっています。

この2年と3年の指定期間の違いについては、本市の公共施設やインフラ施設の計画的な更新をはじめ、総量の適正化、投資的経費の平準化等の指針を定めた羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき期間を設定しています。具体的には、市民体育館の耐震化を含む大規模改修、そして、駒ヶ谷テニスコートと市民体育館屋外テニスコートとの集約化が示されており、ともに令和8年度から共用開始の計画となっております。

このことから令和7年度に工事を予定しており、市民体育館については、工事を開始するまでの令和6年度末まで、駒ヶ谷テニスコートについては、新たなテニスコートがオープンする令和8年度の前年度である令和7年度末までを指定期間としているものです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第28号

令和4年度羽曳野市一般会計補正予算(第11・12号)(教育委員会関係)
(案)について

《教育長》

事務局の各課より説明をお願いします。

全ての説明終了後、一括して質問をお受けいたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、教育総務課課長補佐よりお願いします。

《教育総務課課長補佐》

補正予算第11号案1行目の教育総務課校具設備備品購入費28,928千円の補正です。

国の整備方針に基づき支援教室及び特別教室に電子黒板を小学校に66台、中学校に34台を購入する費用として小学校に19,092千円、中学校に9,836千円、併せ

て28,928千円の補正を行うものです。

続いて補正予算12号案1行目が教育総務課です。電気料金26,000千円の補正です。

電気料金の値上がりにより、再度、電気料金を試算したところ小学校で18,000千円、中学校で8,000千円の不足が見込まれるため補正を行うものです。

《教育総務課参事》

来年度のプール授業再開に向けて、羽曳が丘小学校、埴生南小学校、高鷲中学校において、プールサイドの改修工事の補正予算を9月議会で承認していただき、設計業務を委託しておりました。高鷲中学校については、予算内でおさまったのですが羽曳が丘小学校と埴生南小学校については、おりからの価格高騰により全体工事費の約1割が増額となり予算内におさまらなくなりました。

また、羽曳が丘小学校のプールは、大和団地開発時に寄贈されたものであり、既設プールの図面がありません。このため、プールサイドのコンクリートの厚みを100mmと想定しておりましたが、今回の設計業務で調査したところ150mmの厚みがあり、撤去処分費が増額となりました。また、地盤の悪さを考慮し今後の亀裂を防止するため、新設のコンクリートの厚みを200mmとしたことから工事費が増額となり、今議会で補正予算化するものです。補正予算については、施設整備費2,253千円です。内訳は、羽曳が丘小学校1,552千円、埴生南小学校701千円です。羽曳が丘小学校につきましては、年度をまたいでいますので今年度のみ金額となっています。令和5年度については、約3,000千円の債務負担の計上となります。

《教育次長》

補正予算第12号案2行目の調理業務等委託料中学校分を説明させていただきます。当初は、新型コロナウイルス感染症による休校などを見込んだ給食実施日数等で計上していましたが、今年度1学期においては休校もなく、今後も昨年ほどの影響はないと見込まれるため、通常の給食スケジュールで再度計算しその分を追加しています。また、業務委託の契約期間が令和7年8月までとなっていることから、併せて令和5年・6年・7年分の債務負担行為につきましても追加しようとするものです。

《スポーツ振興課課長補佐》

議案第27号で指定管理者の指定について承認いただいたところですが、令和4年度中に基本協定を結ぶこととなります。基本協定については、金額を入れない形となっており、今年度の支出はありませんが、契約行為は発生しますので、債務負担行為の補正を行っております。金額につきましては、各年度の当初予算で計上し、年度初めの4月1日に金額を含めた年度協定を締結する流れとなっており

ます。

《古山委員》

市にプールの図面がない事があるというのを初めて知りましたが、寄附をしてもらっても図面が市にないと困りますよね。

《教育総務課参事》

そうですね。羽曳が丘小学校につきましては、体育館とプールの図面がありません。校舎の図面は、頂いています。

今は、寄附等の場合でも図面等は、データ等で頂くと思います。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 5 議案第 29 号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課課長補佐及びスポーツ振興課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育総務課課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

新規申請事業 3 件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの 1 件になります。

新規申請事業は、団体名は「羽曳野ロータリークラブ（国際ロータリー第 2 6 4 0 地区）」事業名は「スーパーキッズ・オーケストラスプリングコンサートとスーパーキッズ・オーケストラメンバーによる弦楽器レッスン」です。

事業実施日は、令和 5 年 3 月 25 日（土）と 3 月 26 日（日）です。

事業内容としましては、小学生から高校生までで結成されたキッズ・オーケストラによる演奏とキッズ・オーケストラメンバーや卒業生による弦楽器レッスンです。また、羽曳野ロータリークラブ創立 5 0 周年という記念の年にあたり、次の世代に向かって世界に羽ばたく若い活力ある人材を育成できるような事業を展開する事を目的としております。

羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱第 2 条第 1 項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第 2 条第 2 項の許可を行わない事業の要件には該当しないと考えております。

2 枚目以降に事業計画、予算書の資料を添付しておりますので、ご審議いただき

ますようよろしく申し上げます。

2 件目の新規事業は、団体名は「一般社団法人ご縁を結ぶ・子育てリボン」事業名は「子育て世代応援プログラム～親と子の生き抜く力の育成～」です。

資料をご覧ください。

事業実施日は、令和5年1月28日(土)です。

事業内容としましては、お店屋さんごっこの体験を通して、親子でお金について知識を学ぶ体験プログラムです。また、生きていくうえで必要なお金の知識を子どものうちから身につけ親子で学ぶ事で、これからの時代を生き抜く力を育成する事を目的としております。

羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の許可を行わない事業の要件には該当しないと考えております。

2枚目以降に事業計画、予算書の資料を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしく申し上げます。

3件目の新規事業については、スポーツ振興課課長補佐より申し上げます。

《スポーツ振興課課長補佐》

3件目は、公益社団法人日本プロボウリング協会についての後援名義です。

関係資料といたしましては、事業要項チラシ・収支予算書・要項書をお配りしています。

申請団体は「公益社団法人日本プロボウリング協会」で、事業名につきましては「初心者向き健康ボウリング教室」となります。

事業の内容としましては、ボウルアロー松原店におきまして、6週全6回のボウリング教室で、受講料は6回でゲーム代・貸靴代・傷害保険等を含み2,000円となります。

月・火・水曜日の3つの教室の開催を予定しており、各コース42名の定員となります。週ごとにテーマを設け、知識の向上や実技、最適な運動方法やストレッチの指導など幅広く行っているとのことです。

本教室は既にこの10月、11月も火・水曜日に同様の形で開催しており、大阪府と松原市の後援を受けている事業となります。

この度、主催者から開催市である松原市周辺からの参加者もおられる現状であり、より事業を拡大するにあたり、周辺自治体の後援も受けたいとの意向があり、今回の申請となったものです。

なお、新たに後援を申請している自治体としましては、本市のほか、堺市、大阪市平野区となっております。

所管課としましては、後援許可を交付しても、問題のない事業と判断しております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

《教育総務課課長補佐》

最後に継続事業が1件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

専決日令和4年11月7日、団体名は「羽曳野市スポーツ少年団」、事業名は「第46回羽曳野市長杯争奪サッカー大会」です。

後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 その他

(1) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

日程第7 報告第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく
内申について

《教育長》

次の議案の審議に入ります前に、発議がございます。

報告第11号につきましては、個人情報を取り扱う議案でございます。

羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、秘密会として行いたいと思います。

このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、報告第11号は、秘密会といたします。

●学校教育室長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について説明と報告がありました。

教育長より次回の12月定例教育委員会議を、12月13日（火）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時00分